

## ■ 一般細菌培養同定 材料別検査要項 ■

検査コード	検査項目	検査材料	保存条件	容器	実施料判断料	所要日数	検査方法	備考			
統一コード											
3409 6B010	一般細菌 培養同定	(1) 口腔、気道・ 呼吸器系材料	冷蔵	T6	*3 180 微生物	3~6	質量分析法および Clinical Microbiology Procedures Handbook に基づく方法に準拠	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>緊急</b>                      血液・髄液材料から細菌が検出された場合、あるいは一類、二類および三類感染症菌が検出された場合は直ちに報告                       クロストリディオイデス・ディフィシル関連下痢症 (CDAD) を疑う糞便培養の場合は、目的菌クロストリディオイデスディフィシル(3489)の同時依頼が必要                      糞便をT3容器で十分量採取                 </div>			
		咽頭分泌物 など		T1							
3409 6B010		(2) 消化器系材料	常温	K T1	*3 200 微生物				3~10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     T4容器は塗抹鏡検不可                      T4容器は常温保存                 </div>	
		糞便 胃液 胆汁など		U2							
3409 6B010		(3) 泌尿・ 生殖器系材料	冷蔵	U2	*3 190 微生物						<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     (注1) 淋菌検出目的の場合は常温保存してください。                 </div>
		尿 (注1) 婦人科分泌物 尿道分泌物など(注1)		T1							
3409 6B010	(4) 血液または 穿刺液	常温	T4	*3 225 微生物	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     (注2) 検体の採取方法や採取時期が適切でない場合は、正確な結果を得ることができません。                 </div>						
	胸水・腹水 髄液・関節液		U2 T4								
3409 6B010	(5) その他材料	冷蔵	T1 U2	*3 180 微生物		2~4					
			膿				T6 U2				
			皮膚 耳漏 眼脂 など				T1				
3446 6B010	(6) 簡易培養	各種材料 (糞便除く)		各種 滅菌 容器			*3 60 微生物				

### \*3 細菌培養同定検査

1. 抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。なお、同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても上記の (1) から (5) までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、上記の (6) の簡易培養により算定する。また、検体ごとに上記の (1) から (5) までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養を併せて行った場合は、上記の (6) の簡易培養は算定できない。
2. 症状等から同一起因菌による判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1か所のみの所定点数を算定する。ただし、血液を2か所以上から採取した場合に限り、血液又は穿刺液を2回算定できる。この場合、嫌気性培養の加算は2回算定できる。なお、各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
3. 簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。なお、ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
4. 嫌気性培養のみを行った場合は、上記の (1) から (6) までの所定点数のみ算定し、嫌気性培養の加算 (122点) は算定できない。